

石川県立図書館資料搬送業務
入札説明書

令和8年2月
石川県

この入札説明書は、本件業務に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）その他関係法令及び本件業務に係る入札公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

石川県立図書館資料搬送業務

(2) 調達役務の仕様

石川県立図書館資料搬送業務仕様書等（以下「仕様書等」という。）のとおり

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

仕様書等のとおり

(5) 入札方法

仕様書に記載する搬送用コンテナボックス 1 個当たりの搬送単価を提示する入札を行うものとする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除

(7) 単価契約書の要否

要

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）に基づき、令和 7 年度競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 石川県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 仕様書に示す業務の特質を理解し、これを確実に実施することができる者であること。

3 入札及び開札

入札者は、入札説明書、仕様書及び単価契約書(案)(以下「入札説明書等」という。)を熟覧のうえ入札しなければならない。

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

〒920-0942 金沢市小立野2丁目43番1号

石川県立図書館 利用推進課

電話番号 076-223-9581

(2) 受領期限

令和8年3月4日(水)午後2時

郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。

(3) 開札日時及び場所

令和8年3月4日(水)午後2時

石川県立図書館 2階研修室1

(4) 留意事項

ア 入札者は、次の(ア)から(エ)までに掲げる事項を記載した入札書(様式)を提出しなければならない。

(ア) 調達役務名

(イ) 入札金額

(ウ) 入札者の本人の住所、氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)及び押印

(エ) 入札書の宛名は石川県知事とすること。

イ 入札書は、直接提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封書の表に氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び「何月何日開札〔調達役務名〕の入札書在中」と朱書きすること。郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の表には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の表には「何月何日開札〔調達役務名〕の入札書在中」と朱書きすること。

ウ 入札者は、仕様書及び単価契約書(案)の内容を十分考慮して、契約期間に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

エ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

オ 入札者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印を

しておかなければならない。

- カ 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- キ 開札は、入札者が出席して行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- ク 開札場には、入札者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び同項（キ）の立会い職員以外の者は入場することができない。
- ケ 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- コ 入札者は、開札に立ち会うときは入札関係職員の求めに応じ、当該入札に係る入札参加者資格認定通知書及び身分証明書又はその写しを提示しなければならない。
- サ 入札者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札中は、開札場を退場することはできない。
- シ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - ① 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - ② 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- ス 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人となることができない。
- セ 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、別に定める日時において入札する。
- ソ 再度の入札によっても落札者がいない場合は、入札を打ち切り、2回目の入札で最も金額が安かった者と随意契約する可能性がある。
- タ その他本入札説明書に記載のない入札及び開札に係る留意事項については、総務部管財課競争入札心得を準用することとする。総務部管財課競争入札心得は以下の石川県ホームページよりダウンロードできる。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/documents/050701_kokoroe.pdf

4 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争入札参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 調達役務名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印がない又は判然としない入札書
- (4) 調達役務の表示に重大な誤りのある入札書

- (5) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (6) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印のない入札書
- (7) 入札公告において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 当該入札に対する同一人の二以上の入札書
- (10) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

5 落札者の決定

石川県財務規則第 119 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 単価契約書の作成

- (1) 契約条項は、単価契約書（案）のとおりとする。
- (2) 契約締結者は、石川県知事 馳浩とする。
- (3) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、当該契約の相手方に落札決定の通知をした日から起算して 5 日以内（県の休日を除く。）に単価契約書の取りかわしをするものとする。
- (4) 単価契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が単価契約書に記名して押印し、さらに石川県知事が当該単価契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (5) (4) の場合において石川県知事が記名して押印したときは、当該単価契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- (6) 単価契約書とともに落札価格の内訳書を提出するものとする。
- (7) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (8) 石川県知事が契約の相手方とともに記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (9) 落札者が、指定の期日までに単価契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する

8 その他

入札者又は契約の相手方が本件調達役務に関して要した費用については、すべて当該入札者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

9 担当部署

〒920-0942 金沢市小立野2丁目43番1号

石川県立図書館 利用推進課

電話番号 076-223-9581